

騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の限度を定める区域等

平成 2 4 年 4 月 1 日

昭島市長 北 川 穰 一

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成12年総理府令第15号）別表備考に規定する市長が定める区域は、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

区域の区分	適用地域
A 区域	平成24年昭島市告示第 6 6 号により指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域並びにこれらに接する地先
B 区域	指定地域のうち、法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域であって A 区域及び C 区域に該当する区域を除く地域
C 区域	指定地域のうち、法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先